

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、建設業者の監督処分について、次のとおり公告する。

平成19年7月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 処分をした年月日

平成19年7月10日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第3条の規定に基づく許可番号

(1) 商号

株式会社矢田建設

(2) 主たる営業所の所在地

小豆郡小豆島町池田1753番地1

(3) 代表者の氏名

矢田 常寿

(4) 許可番号

香川県知事許可（般—17 特—17 特—18）第1849号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づき、平成19年7月25日から同月27日までの3日間、建設業の営業の停止を命ずる。

4 処分の原因となった事実

株式会社矢田建設及び同社の代表取締役は、同社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、平成18年12月12日、小豆島町池田の同社の資材置き場において、廃棄物である木くず等約470kgを焼却したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反で、平成19年5月7日に土庄簡易裁判所から、同社については罰金100万円、代表取締役については罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。